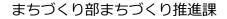
#### 『建築確認申請等に先立つ届出書』提出後の 留意事項について

『建築確認申請等に先立つ届出書』提出後,下記の項目に留意して,工事を進めていただくようお願いします。

● 国分寺市小規模開発事業等指導要綱【まちづくり推進課】
● 雨水浸透ます設置について【下水道課】 ······· 3
<ul><li>● 生け垣造成補助金について【緑と公園課】</li></ul>
● 建築物の解体等におけるアスベスト対策について【環境対策課】7
● 建設騒音・振動防止について【環境対策課】9
● スクールゾーンについて【学務課】12
● 国分寺市地域防災計画について【防災安全課】13
● 下水道施設への流入に関する注意事項【下水道課】15
● 住宅用太陽光発電機器等設置助成制度について【まちづくり計画課】10





E-mail: machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

〒185-8501 東京都国分寺市戸倉 1-6-1

TEL: 042-325-0111 (内線 456・457・459)

FAX: 042-324-0160

国分寺市小規模開発事業等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小規模開発事業等に関し、国分寺市まちづくり条例 (平成16年条例第18号。以下「条例」という。)の基本理念にのっとり事業 者に要請する協力の内容を定めることにより、良好な地域環境の形成に寄 与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において,「小規模開発事業等」とは,条例第41条(開発基本計画の届出等)第1項第1号に該当しない開発事業及び建築基準法 (昭和25年法律第201号)第88条(工作物への準用)第1項又は第2項の規定により確認の申請を行う工作物の設置をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、条例の例 による。

(敷地面積の最低限度)

第3条 小規模開発事業等における住宅の用に供する建築物の敷地面積の最低限度は、次の表の左欄に掲げる用途地域の区分に応じ、当該右欄に定める面積とする。

区域	敷地面積の最低限度
第1種低層住居専用地域	115平方メートル
第1種中高層住居専用地域, 第2種中高	
層住居専用地域, 第1種住居地域, 第2	110平方メートル
種住居地域及び準工業地域	
近隣商業地域	100平方メートル

(住民等への説明)

第4条 事業者は、小規模開発事業等(条例第41条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当するものを除く。次条において同じ。)の計画に当たっては、事前に開発区域に隣接する住民等に対し、計画内容の説明を行うよう努め、理解を得るようにしなければならない。

(緑化の推進)

第5条 事業者は、小規模開発事業等における敷地内の道路に接する部分 (通行に要する部分を除く。)について、生け垣等を設けることにより緑化 をするよう努めなければならない。

(周辺環境等への配慮)

第6条 事業者は、小規模開発事業等を行う場合は、周辺環境及び景観に配 慮するよう努めなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

#### 雨水浸透ます設置にご協力ください

かつて国分寺市には多くの雑木林があり、雨水は自然に地下にしみ こみ、多くの湧(ゆう)水がありました。

しかし近年では都市化が進み、湧水が減少・枯渇してきています。

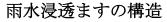
これらの貴重な湧水を保全・復活するために、国分寺市では平成 24 年 3 月 30 日より国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例を制定して、雨水浸透ますの設置を啓発しております。

雨水を地下に効果的にしみ込ませ、地下水を涵(かん)養し、緑と水のうるおいのある国分寺市をつくりあげるために、市民のみなさまのご協力をお願いいたします。

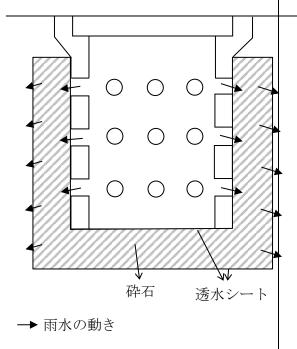
#### 雨水浸透ますとはどんなもの?

このような形で設置されます。

コンクリート製の物から塩ビ製の物 まで様々な製品があります。 雨水は内部の穴から地下に浸透していきます。製品によっては,側面の穴がない物もあります。







#### 雨水を地下に浸透させると?

雨水を浸透させると,下記のとおりさまざまな効果を得ることができます。

#### 敷地内の水はけを良くします。

1

・切りっぱなしの雨どいを浸透ますに流入させることによって雨水 のたれ流しや水たまりを防ぎ、水はけを良くします。

#### 樹木の育成や保全に役立ちます。

2

- ・雨水が地下に浸透し、さまざまな植物に潤いを与えます。
- ・地盤が適度に水を含むことにより自然環境の保全に役立ちます。

地下水が豊かになったり,川や池がきれいになったりすること で清流が復活します。

3

- ・雨水が地下に浸透し、地下水として還元されます。
- ・きれいな地下水が川や池に流入し、水辺の環境が向上します。

#### 河川の氾らんや道路冠水、家屋浸水などの防止に役立ちます。

4

・雨水を地下に浸透させることにより,道路の下に埋設されている 下水道管への負担を軽減し,都市型水害のリスクを軽減します。

#### 合流式下水道の改善に役立ちます。

5

- ・大雨時の水再生センター(下水処理場)への負荷を軽減します。
- ・多摩川、東京湾等の放流先の水質を改善します。

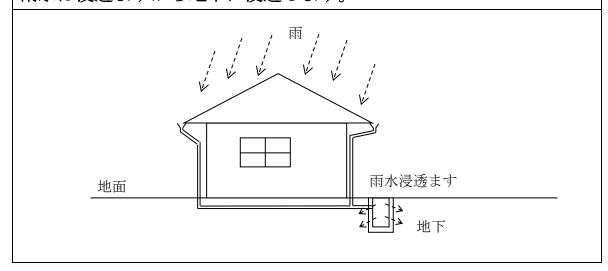
#### ヒートアイランド現象や地球温暖化の抑制に繋がります。

6

・地面が雨水を吸収することで地表の温度を下げ、水循環を保全することでヒートアイランド現象を緩和します。ひいては地球温暖 化の抑制に繋がります。

#### 雨水浸透のしくみ

屋根に降った雨が雨どいを経由して浸透ますに流入します。 雨水は浸透ますから地下に浸透します。



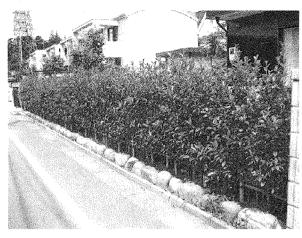
※設置の相談・お問い合わせ等は、こちらまでお願いいたします。 国分寺市建設環境部下水道課下水道係 042-325-0111 国分寺市戸倉1-6-1 市役所第2庁舎2階

#### 生け垣新設費用の一部を補助

緑豊かなまちづくりの推進と災害時の 安全性確保のため、生け垣造りを推奨し ています。自宅の道路に接した場所に新 たに生け垣を造る場合、条件を満たして いるものに限り、その工事費用の一部を 補助します。

次の①~⑥のすべてに該当する生け垣造成

①新設の生け垣である②原則として幅 員4m以上の道路に面している③生け



対象となる生け垣(参考例)

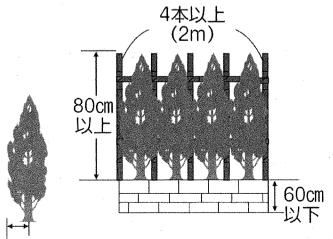
垣の総延長は2m以上とする④生け垣に適した樹高80cm以上の樹木を使用し、延長1m当たり2本以上、葉が触れ合うように植える⑤土留めの縁石やブロック塀などを設置する際は、高さ60cm以下とする⑥道路境界から30~50cm程度離れた位置に植栽する(下図参照)

- ■補助対象外のもの開発事業によるもの/営利を目的とするもの/公共・公益的団体が設置するもの/一時的に設置するもの
- ■補助額延長1m当たり上限8,000円
- 国工事着工前に、所定の申請書に工事費用見積書・完成予定の平面図・立面図・工事前写真を添付し、直接緑と建築課(市役所第2庁舎)へ
- ■申請書配布緑と建築課で※市HPからダウンロード可/必ず市の補助金交付決定を受けてから、生け垣造成の工事を着工してください
- 遭造成した生け垣は、枝が道路にはみ出さないように適正な管理を行い、長期間にわたり良好な状態を維持してください

対象となる生け垣(参考例)

#### 

#### 例2 縁石やブロックを使用した場合



「道路境界から - 奥行30〜50cm程度の場所に植栽する

#### 建築物の解体等におけるアスベスト対策について

既存の建築物の解体等を行う場合は、あらかじめ石綿含有材料の使用状況(材料の種類並びに使用の箇所及び規模)を設計図書等及び現場目視によって調査し、把握することが義務づけられています。※1

また、上記の調査において石綿の使用状況が判明しない場合は、石綿を使用していると思われる箇所から適量の試料を採取し、分析調査を行わなければなりません。※2

以上の調査において、下表の特定建築材料の使用が確認された場合は、建築物の規模 や特定建築材料の使用面積にかかわらず解体作業前に関係官庁への届出が必要となり ます。※3

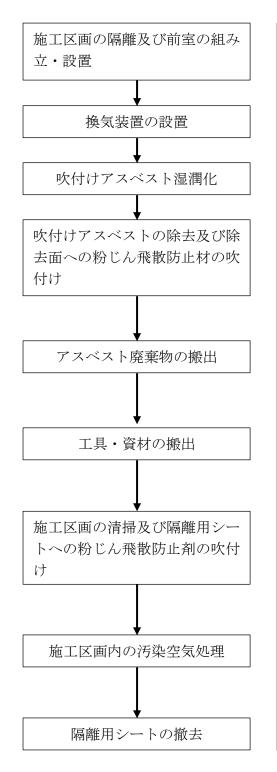
区 分	建築材料の具体例				
	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(乾				
吹付け石綿	式・湿式) ③石綿含有ひる石吹付け材 ④石綿含有				
	パーライト吹付け材				
石綿を含有する断熱材(吹付け	①屋根用折版裏断熱材 ②煙突用断熱材				
石綿を除く)					
石綿を含有する保温材(吹付け	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石				
石綿を除く)	綿含有パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシ				
	ウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有				
	水練り保温材				
石綿を含有する耐火被覆材(吹	①石綿含有耐火被覆板 ②石綿含有けい酸カルシウ				
付け石綿を除く)	ム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗り材				

表-特定建築材料に該当する建築材料の例

上記の特定建築材料の除去は、建築物の解体工事に先立って行うこととなっています。※4 また、非飛散性といわれる特定建築材料以外のアスベスト成形板の除去についても、重機等を用いて物理的な力を加えて破壊した場合には環境中にアスベストが多量放出されますので可能な限り破壊や破断を伴わない手作業で行う必要があります。

- ※ 1 都の環境確保条例第 124 条に規定する石綿含有建築物解体等工事を施工する 者の遵守事項及び石綿障害予防規則第3条・第8条によります。
- ※ 2 分析を実施しなくても特定建築材料が使用されていると見なして対策を講じて作業を行う場合は、分析調査の必要はありません。
- ※ 3 解体の対象物や規模要件により届出先が違いますので, 事前にご相談ください。
- ※ 4 裏面の吹付けアスベスト等の除去の一般手順と留意事項を参考にしてください。

#### 吹付けアスベスト等の除去の一般的手順と留意事項



- ・ 吹付けアスベスト等の除去作業を行う場所 は、プラスチックシートなどで、外気と隔離す ること。
- ・ 施工区画への出入り口には、前室を設置すること。
- ・ 隔離した区画内には、HEPA フィルター付き換 気装置を設置し、常に不圧を保つこと。
- ・ 換気装置は、前室から取り入れた空気が施工 区域内を均一に流れ、排気されるような位置 に設置すること。
- ・ 除去作業は、吹付けアスベスト等を薬剤その 他で湿らしてから行う。
- ・ 吹付けアスベスト等が残らないように注意すること。
- ・ 吹付けアスベストが残らないように注意し、 除去作業後は、除去面へ飛散防止剤を散布す ることが望ましい。
- · 除去したアスベスト廃棄物は、散水して湿った状態を保つこと。
- アスベスト廃棄物は、プラスチック袋等で二 重に梱包するか、又は堅牢な容器に密封して 搬出すること。
- ・ 除去作業に使用した工具・資材などは、付着したアスベストを取り除いた後に施工区画外へ搬出すること。
- ・ 除去作業終了後に施工区画内の隔離用シート の床面を真空掃除機で清掃するとともに壁面 の隔離用シートには、飛散防止剤を散布する。
- ・ 換気装置の稼働,飛散防止剤の散布等により, 施工区画内の汚染空気を処理した後に隔離用 シートを取り除くこと。

#### 【問い合わせ先】

国分寺市建設環境部環境対策課環境対策係電話:042-328-2191

#### 建設騒音・振動防止のしおり

国分寺市 建設環境部 環境対策課

#### 建設業のみなさんへ

このしおりは、建設作業に伴って発生する騒音・振動に関する法律、条例の規制等のあらましです。 建設工事に伴うトラブルを未然に防止するための配慮事項などについて、みなさんの参考にしていただくよう作成したものです。

#### 法律及び条例による建設騒音・振動の規制等のあらまし

法·条例	騒 音 規 制 法 都 民 の 健 康 と 安 全 を 確 保						
規制内容等	振動 規制 法 する環境に関する条例						
適用地域	指定地域内:区及び市の区域						
	(ただし、工業専用地域、臨港地区、飛行場など除かれている地域があります。)						
規制内容	裏面のとおり						
	規 制 内 谷   (作業を開始した日に終る建設作業には適用されません。)						
届 出	特定建設作業開始の7日前までに、届け 出なければなりません。届出義務者は元 ——————						
	請業者になります。						
改善勧告び	及 び られる場合は、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は1日における延作業時間を最小限4時						
改善命令	改善命令 間までに短縮すべきことを勧告又は命令されることがあります。						
報告及び検査	工事施工者に対して、必要な事項の報告を求めることができます。又、職員は立入検査をすること ができることになっています。						
罰 則 届出義務違反(法律のみ)、改善命令違反、報告、検査を拒むなどの場合、罰則の適用があります。							
	/四日表の歴人(四日**/*//、以音明日達人、秋日、1天且で15日(ましゃ)勿日、割別(ジ胞用がめ)りより。						
担 当 窓 口	国分寺市 建設環境部 環境対策課 16042-325-0111 (内線 355)						
担 当 窓 口	国分寺市 建設環境部 環境対策課 161042-325-0111 (内線 355)						

#### 建設作業騒音・振動公害の未然防止について

建設作業に伴う騒音・振動はレベルも高く、周辺への影響も大きいため、事前の対応をおこたるとトラブルに発展する場合もあります。

このため、施工業者及び工事発注者の方は、届出の実施、基準の遵守だけでなく、建設工事に伴い発生する騒音・振動により、人の健康または生活環境に障害を及ぼすことがないように、次の点に十分配慮して工事を行って下さい。

#### 周辺住民に対して

- 工事実施前に工事現場周辺の住民に対して、工事の概要、作業時間、作業時期、防止対策などについて十分説明を行って下さい。
- 工事現場には、住民からの苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法を表示するように して下さい。
- 苦情が発生した場合は、速やかに誠意をもって対処して下さい。

#### 事前の防止対策

- 工事の実施に当っては、工事現場の周辺状況を考慮し、適切な工法、機械を選定して下さい。
- ●極力低騒音・低振動工法を採用し、また低騒音型・低振動型建設機械及び排出ガス対策型建設機械を使用するようにして下さい。
- 工事現場周辺の状況により、防音パネル、防音シート等の防音措置を講じて下さい。

#### その他

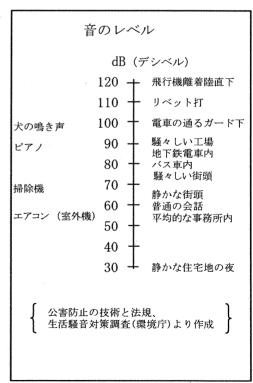
- 工事現場への機材の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、話し声、ラジオなどにより、周辺住民 に迷惑をかけないよう配慮して下さい。
- 建設用機器の整備不良により、異常な騒音・振動が発生しないよう点検・整備に努めて下さい。
- 工事車両及び建設機械のアイドリングストップに留意して下さい。
- 住民に迷惑をかけないよう従業員教育を徹底して下さい。

#### 建設作業騒音・振動測定例

(単位) デシベル

,								(早	<b></b> 1位	<u>( )</u>	ラ	<u>シベ</u>
作業の種類	5	0	6	0	7	0	8	0	9	0	1	00
ディーゼルハンマー										•		
7 1 2777 2 1					-	•-		_				
バイブロハンマー				-			•		-			
リバースサーキュレーション					-0	<u> </u>						
さく岩機				_			•					
ブレーカー (油圧式)					•	-						
"(電圧式)		6	)-	:		-						
空気圧縮機					•							
工 大小工 相 1茂			•									
ブルドーザー						-	•		_			
2761. 2				•								
振動ローラー				_		•		_				
10次到 12					4	_						
コンクリートミキサー						•	$\exists$	_			- 1	
鋼球							•					
油圧式コンクリート圧砕機							$\exists$	•	_			
コンクリート破砕機 (フーチング)						0						

音のめやす



----- 騒音(機側から15m) ----- 振動(機側から10m) 東京都環境保全局 昭和63年度調査、 建設騒音の測定と予測より作成

● 平均値

# 特定建設作業及び指定建設作業に係る基準

	区	日本一大学							
100	<b>4</b>	(法律)特定建設作業	基準値	(条例) 指定建設作業	基準値	(法律)特定建設作業	基準値	(条例)指定建設作業	基準値
	題	(作業の7日前ま届出必要		匯丑长廠		(作業の7日前+届出必要		棚斗任郵	
	-	化打機を大力を際く。人(1 接巻機又は(1)対代い接機(面 入式(1)対(い接機を際く。)を 検用する件業(1,対7複をアー スオーガと併用する件業を除 く。)		穿孔機を使用するくしず7設作業		(い打機(もんけん及び圧入式 い打機を終く。) (い打機を除く。) とは機(開圧 立くい境機を除く。) 又は(い好(い好 い体機(圧入式(い灯(い境機を 除く。) を使用する作業		圧入式化が機 油圧式化域 機を使用する作業又は野乳機 を使用する化が野作業	
	びょう打等作業	ひょう打機を使用する作業		インパクトレンチを使用する作業			7		7
	破砕作業	さく岩機を使用する作業 (※2)	85	コンクリートカッターを使用する作業 (※2)	80	ブレーガ (手持ち式のものを除く。)を使用する作業(※2)	75	ブレーカ以外のさく岩機を使用 する作業 (※2)	04
	掘削作業	(パックボン(係動機の定義出力 が804 ロフット以上、トラクター ショイル(順動機の定替出力が ウロコット以上、フルドー ザー(原動機の定格出力が40 キロワット以上)を使用する作業 (保護音型機構成の指定を	,	グルドーザー、ペローショムル、 ・シッケサウルロに応うに選手 の対象作業を際り、(※2)				ブルドーザー、パワーショベル、パックボウキの地での地では、 の場別機様を使用する作業(2)	
(当該建設,	空気圧縮機を使用する作業	空気圧縮機(電動機以外の原 動を形したものであって、そ の原動機の定格出力が18キロ トッド以上のものに限る。)を使 用する作業(な活機の動力とし で使用する作業を終る。)						空気圧脂機(電動機以外の原 機能用いるようであって、そ の原動機の定権出力が15年ロ フット以上のものに関る。)を使 用する作業(さど機の動力として に使用する作業(さど機の動力として使用する作業(さど機の動力とし	65
当該建設作業の行われる場所の周辺の生活環境を、著しく損なうことのない場合はこの基準は通用しない。	締固め作業		•	施磐ロール、ロインロール、ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80			施製ロール、なイケロール、ローーール、銀製リート、雑製リート、雑製リント・水砂のプレー・水製製・フィケの合にならに整合が発展を発展する。 お養養を使用する 在業(※2)	70
舌環境を、著しく損なうことのない	コンクリートプラント等 及びコンクリート搬入作業	コンクリートブラント(混縁機の に服務で動からはAnn3以上のもの に服る。) Xはアスファル・ブラ ンド、混除機の混雑重量が フェルの以よりの「関本」を けて行っ作業(モルタルを製造 けて行っ作業(モルタルを製造 オカためにコングリートプラント 本勢は十げられますを除り	85	コンクリート2キサー車を使用するコンクリートの搬入作業			75		
場合はこの基準は通用しない。	はつり作業及び コンクリート仕上げ作業			原動機を使用するはつり作業及 びコングリート仕上げ作業(さく 岩機を使用する作業を終(。)					
単位・上ングラ	建設物の解体			動力、火薬又は顕球を使用して 建築物その他の工作物を解体 し、又は、破壊する作業(※3)	85	類导を使用して建築物その他 の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業 (※2)		動力、火薬を使用して建設物を の他の工作物を解体し、又は破 様ずる作業(※3)	75

業 时 目     2 号 区域     中前 6 時 ~ 午後 10 時 [ コンクリートミキサー車を使用	ŧ		午前7時~午後7時	 コンクリートミキサー車を使用 するコンクリートの搬入作業	午前7時~午後9時(※4)		(	適用除みの用件
1 等 区域 10 等 間 以 內   2 等 区域 14 年 區 以 內   1 等 区域 6 日 以 內   1 等 区域 第   2 等 区域 第   2 等 区域 第   2 等 区域 第   2 等 区域 第	17 米 年 三	2号区域	前6時~午後10	 コンクリートミキサー車を使用 するコンクリートの搬入作業	午前6時~午後11時(※4)	·	U.Q.Q.(4)	① 災害その他非常毒態に緊急に作業を行う必要がある場合
2 寺区域 14 時間以內   1 寺区域 6 日以內   1 寺区域 議   2 寺区域 禁止	1日における	1号区域	雷			類田		<ul><li>一② 人の生命・身体の危険防止作業</li><li>③ 鉄道の下常道管保保に必要な場合</li><li>④ 対道路共に上る道路・用幹回参体の1/道路が通は「上え道路</li></ul>
1号区域 6 日 以 内   2号区域 項   1号区域 第 止	延長作業時間	既	田 田 江				<b>(</b>	使用許可条件が役間(作日)指定の場合(()変略形の変更工事で休日(行う必要がある場合)(の変略形の変更工事で休日(行う必要がある場合)(金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金
2 中区第 0 1 2 5 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	同一場所における	一等区域				<u> </u>	(D)	<ul><li>⑤ 四米地域へのかって、両担の大汽キがっな事がり取事が日曜日午の7億の 杯日に行わせても地球環境の保全に支棒がないと認めた場合 (指定建設作業のみ)</li></ul>
1号区域 禁 止 2号区域	連続作業時間	欧区	<u>n</u>			既 01		
2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	日曜・休日	DZI.					. 6	
	における作業	2号区域				······	D.Q.(Q.(Q.(Q.(Q.))	

<del>H</del>

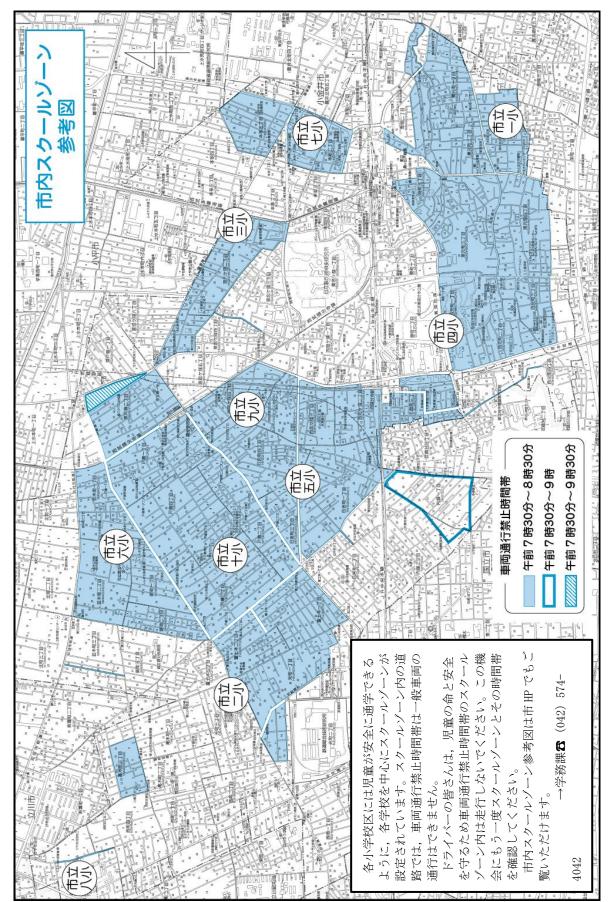
1※1 佐羅音型建設機械は東京都環境局ホームページ(http://www.hankyo.metroitokyojp/)に掲載しています。 ※2 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 ※3 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さぐ岩機、コンクリートカッター又は超削機械を使用する作業を除く。 ※3 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日にお※4 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合。

2 (1) 1号区域・・・・・第1種・第2種は困事用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種第2種住居専用地域、第1種第2種住居専用地域、第1種第2種性医専用地域、第1種第2種性医専用地域、第1種第2種性医専用地域、第1種第2種性医 (2)2号区域・・・・・工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむわ80m以外の区域。

3 上表の基準は特定建設作業は超えないこと、指定建設作業については基準を超えかつ、周辺の生活環境が着しく損なわれると認めた場合に適用される。ただし、改問・日祝祭日の工事は特に静穏を保持する必要のある時間帯として、できる限り経音・振動を発生させる建設作業は行わないこと。 4 基準の適用場所は、建設作業が行われている敷地境界線。

新たに住民となる方〜 工事関係者の方〜

## スクールゾーンでは一般車両は通行禁止 **児童の安全を守りましょう**



#### 国分寺市地域防災計画

#### > 国分寺市地域防災計画とは

◆ 地域防災計画は防災基本計画に基づいて定められています。

国分寺市地域防災計画は、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的に、災害に係る事務や業務を総合的にまとめたものです。

防災活動や災害時の活動は,行政だけで出来るものではなく,市民や企業の主体的な 取り組みも必要です。

地域防災計画は、市、市民、企業等の役割と連携を明らかにした計画です。

#### ▶ 市民による自助の備え

国分寺市地域防災計画「第2部 災害予防計画 第1章 市民と地域の防災力向上 第 1節 災害に強い人づくり」(2-2 ページ)より抜粋

#### 1 市民による自助の備え

- ○市民等は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、次の措置をとることが必要である。
  - (1)建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
  - (2) 日頃からの出火の防止
  - (3) 消火器, 住宅用火災警報器など防災用品の準備
  - (4) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散・落下防止
  - (5)ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
  - (6)水(1日一人3リットル目安),食料,医薬品,携帯ラジオなど非常持ち出し用品や簡易トイレの準備
  - (7) 地震が発生した場合の家族の役割分担,避難や連絡方法の確認
  - (8) 市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
  - (9) 自治会・町内会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
  - (10) 災害発生時に備え、避難場所及び避難経路等の確認、点検

#### > 事業所の防災体制

- 事業所は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
  - ▶社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等の整備
  - ▶防災資器材や水,食料等の非常用品の備蓄(従業員の3日分を目安に)等,従業員 や顧客の安全確保対策,安否確認体制の整備
  - ▶災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画(BCP)を策定し、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
  - ▶組織力を活用した地域活動への参加,市民防災組織等との協力,帰宅困難者対策 の確立など地域社会の安全性向上対策
  - ▶東京商工会議所や、東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- ○市は、市内の大規模事業所等と日頃から防災対策に関する情報交換を呼びかけると ともに、災害時に従業員の一斉帰宅抑制がされた場合等における市の災害対策活動 への協力依頼や協定締結について協議を進める。
- ▶ 国分寺市地域防災計画の詳細はホームページをご確認ください。 http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/bousai/bousai/1002471.html

国分寺市総務部防災安全課 042-325-0111 (内線 220)

#### 下水道施設への流入に関する注意

日頃より,国分寺市の道路・下水道事業にご理解ご協力 をいただき,誠にありがとうございます。

昨今,建築工事時に流入させたと思われる生コン(モルタル)等が,道路集水ます等の取付管及び下水道管に堆積・固化する事例が見受けられます。

堆積した生コン等は下水の流れを阻害し、汚物等が溜まる原因となるばかりか、局地的豪雨や台風時の大雨の際に流入した雨水等が溢れ出す原因にもなっています。

このような事態を防止するため、事業者及び現場責任者の皆さまにおかれましては、生コン等は適切に処理し、決して下水道施設へ流さないよう指導監督及び施工事業者への周知徹底をお願いします。

なお、下水道施設及び道路排水施設に障害を与えた場合は、損害賠償責任が生じ、また法律で罰せられる場合もあります。

お問い合わせ先

国分寺市役所 ② 042-325-0111

建設環境部道路管理課 内線 573

下水道課 内線 479

### 国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成制度をご存じですか?

市内に住宅を所有している個人及び法人で,下記の機器を新たに設置した方,又は機器の設置された市内の住宅を購入した方に対し,設置に要する経費の一部を助成しています。

- ○住宅用太陽光発電機器
- ○住宅用燃料電池コージェネレーション機器(エネファーム)

#### 助成対象となる方

助成対象となる方は、下記の条件のすべてに該当する方です。

#### 助成条件

- (1) 市内に住宅を所有している方で新たに助成対象機器を設置した方,又は助成対象機器の設置された市内の住宅を購入した方(区分所有や共有の住宅の場合は共有者等の同意や承認が必要です。)であること。
- (2) 設置した機器によって生じた電気等が住宅での消費用であること。
- (3) 市が行う温室効果ガス排出削減の取組に協力すること。
- (4) 市税を完納していること。(他市からの転入の場合は除きます。)
- (5) 助成対象機器の設置完了又は助成対象機器を設置した住宅の引渡しを受けた年度内に, 助成金交付申請書(様式第1号), 助成金請求書(様式第5号), およびその他必要書類を提出できること。
- <u>◎詳しい要件については,まちづくり計画課までお問合わせください。</u>

#### 申請書提出期間

#### <u> 令和5年4月3日(月)~令和6年3月29日(金)</u>

<u>※設置完了(引渡し)日が令和6年3月 30 日(土),31 日(日)になる場合は必ず事前にご相談ください。</u>

#### 提出方法

まちづくり計画課(国分寺駅北口事務所)まで直接又は郵送にて提出してください。

●助成金交付申請に係る書類については、メールでの受付は行っておりません。

#### 助成対象機器及び助成金額

助 成 対 象 機 器※1·2·3	助 成 金 額
住宅用太陽光発電機器	1kW当たり 20,000円 上限額 80,000円
一般財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準ずる性能を持つもので、市長が認めるもの※4であること。 (屋根以外に壁に取り付けるタイプのものも含まれます。※5)	※設置した助成対象機器の最大出力値(単位はkW(キロワット)とし,小数点以下第2位を四捨五入する。)に20,000円を乗じて得た額
住宅用燃料電池コージェネレーション機器 (エネファーム)	一律 40,000円
日本産業規格基準に基づく総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。	

- ※1 太陽光発電機器とエネファームを同時に交付申請することも可能です。
- ※2 助成対象となるのは設置した(引渡しを受けた)年度内に交付申請書の提出が可能な場合に限ります。
- ※3 年度ごとに予算の範囲内で助成を行います。年度末に近い時期に申請を行う場合は事前にお問い合わせください。
- ※4 準ずる性能を持つものであることについて、書類の提出を求める場合があります。
- ※5 住宅に固定せず、持ち運びが可能な物は助成対象外です。

#### 申請書等の提出先・問合わせ先

#### ○まちづくり部 まちづくり計画課

< 住 所 >

〒185-0012 国分寺市本町4-1-9 本町クリスタルビル4階(国分寺駅北口事務所) ※国分寺駅北口事務所に駐輪場・駐車場はありません, 自転車や車でお越しの場合は付近の コインパーキングをご利用ください。(駐車料金は自己負担になります)

< 電 話 >

042-314-9005(直通)

<受付時間>

月~金曜日(祝日・年末年始を除く。)

午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

<ホームページ> ページ番号:1002416

URL: https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011090/1011425/1002416.html